国民の幅広い理解を得て、憲法改正を目指します

現行憲法の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の３つの基本原理は堅持しつつ、憲法改正を目指します。

主要国における、第二次世界大戦後の憲法改正の回数

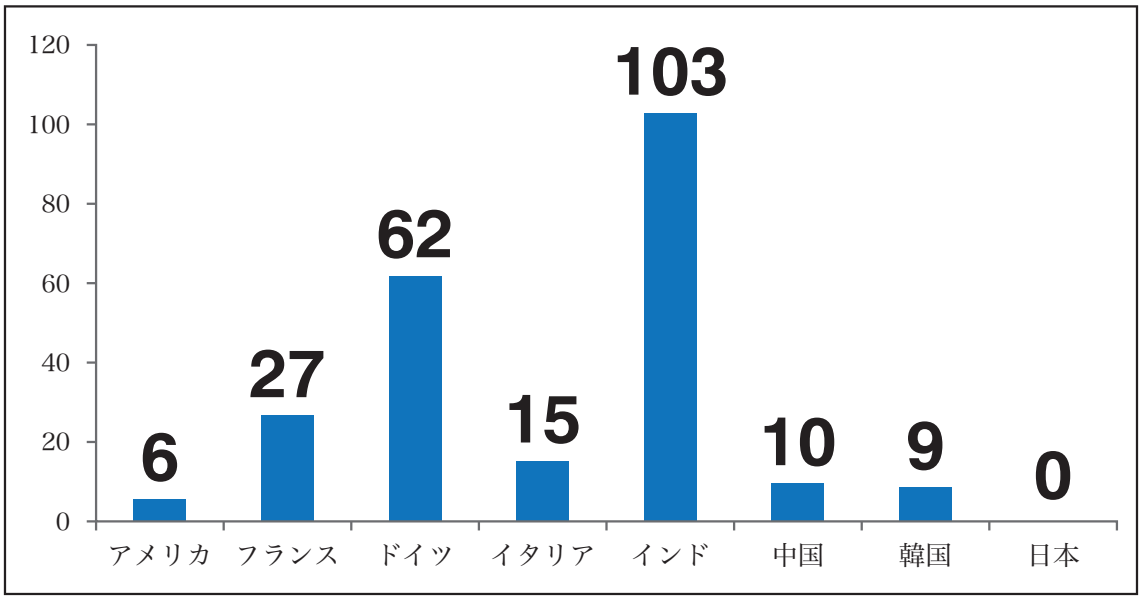

（『諸外国における戦後の憲法改正（第5版）』（2017.01.10 国立国会図書館）など）

憲法論議についての世論調査

Q. 今後の憲法審査会で、与野党が憲法改正について議論することを、期待しますか、期待しませんか？

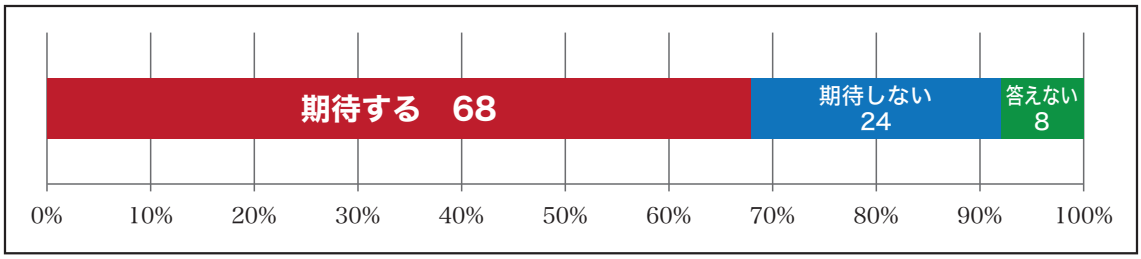

（読売新聞、平成30年12月17日）

新しい時代の幕開けに憲法論議を

自民党

国と地方で憲法論議を進め新たな国づくりに挑戦します

1 自衛隊の明記
（条文の新設）

①合憲という憲法学者は少ない現状です。
②中学校の大半の教科書（７社中６社）が自衛隊違憲論を記載しています。

2 緊急事態対応
（条文の新設）

わが国は有史以来、巨大地震や津波が発生。南海トラフ地震や首都直下型地震などの最大規模の地震や津波などへの迅速な対応が求められています。

3 合区解消・地方公共団体
（条文の拡充）

人口の減少と東京一極集中が進む中、①人口の少ない県に配分される定数の削減、②鳥取・島根、高知・徳島では各県から一人ずつ参議院議員が選べない、③更なる合区、④地方の声が政治に反映されにくくなる、などの問題が指摘されています。

4 教育充実
（条文の拡充）

誰もが家庭の経済事情に左右されることなく、質の高い教育を受けられる社会が求められています。

自民党